

舟橋村選挙管理委員会告示第 8 号

在外選挙人に投票を行わせる期日前投票所の場所等について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 110 号）第 49 条の 2 の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における在外選挙人に投票を行わせる期日前投票所の開設場所は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



投 票 区 名	期 日 前 投 票 所 の 場 所
舟 橋 村 投 票 区	舟 橋 村 佛 生 寺 5 5 舟 橋 村 役 場 1 階 総 務 課